

# 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科履修規程

平成16年4月1日  
規程第 20 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第34条に基づき、情報科学研究科における学生の履修に関し必要な事項を定める。

## (指導教員)

第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに2人以上の指導教員を定める。

- 2 指導教員のうち、1人を主指導教員とし、教授をもって充てる。
- 3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。

## (研究指導)

第3条 研究指導の内容は、学生1人ごとに定めるものとする。

## (授業科目及び単位数)

第4条 博士前期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

- 2 博士後期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

## (履修手続き)

第5条 学生は、主指導教員の指導に基づき、履修する授業科目を選ばなければならない。

- 2 同じ時間に開講される複数の授業科目を同時に履修することは原則として認めない。

## (履修の認定)

第6条 授業科目履修の認定は、試験又は研究報告により行う。ただし、平常の学修活動の評価をもって試験に代えることがある。

- 2 試験又は研究報告の成績は、100点を満点とする点数によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。この場合において次の区分により、優、良、可及び不可をもって表すことができる。
  - (1) 80点以上 優
  - (2) 70点～79点 良

- (3) 60点～69点 可
- (4) 59点以下 不可
- 3 前項の点数をもって評価し難い場合は、合格又は不合格をもってこれに代えることができる。
- 4 前2項により合格とされたものには、所定の単位を与える。
- 5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

(研究指導の履修の認定)

第7条 研究指導の履修(研究論文又は課題研究)の認定は、主指導教員が行い、研究科長に報告するものとする。

(学位論文の題目)

第8条 学生は、学位論文の題目について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに申告しなければならない。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、学位論文について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。

(授業料未納により除籍された者の単位の不認定)

第10条 学則第53条の2第4号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年度以前に入学した学生(以下「在學生」という。)については、旧奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科履修規則は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。ただし、在學生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの規程の授業科目を履修し

た場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。